

	<p>し新規に建築することがやむを得ないと認められる場合であること。</p> <p>「大規模既存集落」とは、自然的条件、社会的条件に照らし独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる大規模な既存集落であって、相当数の建築物（おおむね数百戸以上）が連たんしている集落をいう。</p> <p>(4) 大規模既存集落の辺縁部における事案については、以下のとおりとする。</p> <p>① 建築物の用途は、原則自己の用に供する住宅に限る。</p> <p>② 大規模既存集落から100mの範囲にあること。</p> <p>【図書】</p> <p>1 農家等の分家住宅（P13）を参照</p>
4 準公益的施設	<p>(1) 地区集会所、集落青年館、公民館等準公益的施設で自治組織で適正な管理・運営が行われるもの。</p> <p>(2) レジャー的施設と目的が併用されないこと。</p> <p>【図書】</p> <p>(1) 利用目的、利用形態等を示す計画書</p> <p>(2) 管理運営に関する図書</p>
5 災害危険区域からの建築物の移転	<p>次の建築物の移転で、収用対象事業による移転と同様の事情が認められること。（市街化区域に建築物が存する場合も取扱いは同様）</p> <p>(1) がけ地近接危険住宅移転事業</p> <p>(2) 地すべり等防止法第24条第3項の規定による協議を得た関連事業</p> <p>(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項の勧告に基づく移転</p> <p>(4) 建築基準法第10条第1項の命令に基づく移転</p> <p>(5) その他、条例、要綱又は特定の行政機関の指示に基づく(1)～(4)までと同等と認められる移転</p>
6 市が指定した主要な道路の沿線における工場、事務所、店舗等	<p>条例で指定した区域内の路線に接する土地において、条例で定める用途の建築物（準工業地域に建築可能なものうち、住宅、兼用住宅、床面積の合計が3,000㎡を超える店舗等は除く。）を建築する事を目的とした開発行為で次に掲げる要件を満たすもの。</p> <p>(1) 開発区域（予定建築物に係る敷地）は指定された区域の路線に6m以上接していること。</p> <p>(2) 開発区域（予定建築物に係る敷地）は指定された区域の路線の道路端部からおおむね100mまでの区域であること。</p>
13 権利の届出をした自己用建築物等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>市街化調整区域に関する都市計画が決定（変更）されたことにより新たに市街化調整区域となった土地について、次の要件を満たすことにより開発および建築許可を受けられる。</p> </div> <p>(1) 届出（開発行為）ができる者は、計画決定（変更）の時点で当該土地の所有権又は利用権を有する者であること。（一般継承人は地位承継可）</p> <p>(2) 計画決定（変更）の日の翌日から起算し、6ヶ月以内に届出し、5年以内に届出の内容に則し許可を得て開発および建築行為を完了するものであること。</p> <p>(3) 自己用に限る。</p> <p>〈届出事項(省令第28条)〉</p> <p>① 届出する者の職業（自己用住宅の場合を除く）</p> <p>② 土地の所在、地番、地目および地積</p> <p>③ 権利の目的</p> <p>④ 所有権以外の権利の場合は、その種類と内容</p> <p>【図書】</p>

- 1 案内図（住宅地図）または区域図（1/2,500程度）
 - 2 公図
 - 3 全部事項証明書（土地）
 - 4 所有権以外の権利を有していることを証する書類
 - 5 住民票（住宅の建築を目的とする場合）
 - 6 法人登記事項証明書等の職業を証する書類
（住宅以外の建築物の建築を目的とする場合）
 - 7 農地転用許可書
 - 8 その他市長が必要と認める図書
- ※開発行為が伴う場合は、5年以内に開発行為を完了すればよく、建築までは要しない。

※各事案については、開発許可制度運用指針参照のこと